



2008年7月29日 第2008-37号

【発行】J A M

【発行責任者】斉藤 常

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

## 厚労省研究会「今後の労働者派遣制度の在り方」報告書まとまる

7月28日、厚労省「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会」(座長：鎌田耕一東洋大学教授)が報告書を取りまとめました。同研究会は、本年2月に設置されたもので<sup>1</sup>、労働者派遣法改正に向けて、労働者派遣制度全般にわたる検討が行われてきました。今回取りまとめられた報告書のポイントは、

派遣労働者の保護と雇用の安定が図られるような方向とすべき  
常用雇用代替防止を前提とし、臨時的・一時的な労働力需給調整システムとしての位置づけは堅持

となっており、派遣労働者をめぐる問題が深刻化する中、一定程度改善の方向性が打ち出されています。

この報告を受けて連合は事務局長談話を発表。「非正規雇用のひとつである労働者派遣について制度の改善の方向性を打ち出したことは評価する」としつつ、「直接雇用みなし規定」の導入など、労働者保護を担保する制度の必要性を訴

えています。また、議論が再開される需給制度部会において、「連合は『報告』内容にとどまることなく、一步でも二歩でも前進させ、労働者保護を強化する法改正を早期に実現させるべく、地方連合会や構成組織と一体となって、全力で取り組む」としています。

今後、秋の臨時国会での法案提出にむけ、需給制度部会において本格的な議論がスタートします。同部会には、JAMの市川グループ長が委員として参加しており、JAMの職場の実態を踏まえ、積極的な発言が期待されます。

1

労働者派遣法について審議する、厚生労働省労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会(以下、需給制度部会)は、2003年改正のフォローアップと今後の制度の在り方について2年間にわたって議論を続けてきた。

しかし、労使の根本的な意見の隔たりが大きく、2008年通常国会での法改正にむけたとりまとめを断念。労働者派遣の在り方の根幹に関わる問題について、幅広く法的、制度的な考え方を整理するために、専門家による研究会を設置することとなった。

### 【研究会報告の概要】

2 概要の全文は添付資料参照

#### 1. 雇用形態別の労働者派遣事業のあり方

- ・ 日雇派遣(日々または30日以内の契約期間)を原則として禁止する。
- ・ 登録型派遣は待遇の改善や常用型への転換等を促進する。
- ・ 常用型派遣は「期間の定めのない」ものとして再整理する。

#### 2. 個別制度の在り方

- ・ 均等待遇は導入すべきではないが、待遇改善に係る努力義務を課す。
- ・ マージン規制せず、派遣料金、派遣労働者の賃金等の情報公開を義務付ける。
- ・ 受入れ期間制限と雇用申し込み義務は維持する。
- ・ 常用型については雇用申し込み義務を外す。
- ・ グループ企業派遣は、8割以下とする。
- ・ 解雇・退職転籍した労働者を元の企業に派遣することについては、一定期間禁止する
- ・ 違法派遣の是正のための派遣先での直接雇用は、行政が雇用申し込みを勧告する、など